

# 山口県県民活動促進基本計画

第2次改定版

〔計画期間：平成25年度～28年度〕

(素案)

平成24年11月

山 口 県

# 目 次

頁

## 第1章 基本計画改定の背景と趣旨

1	基本計画策定の経緯	1
2	基本計画改定の趣旨	1
3	県民活動を巡る情勢の変化	1
4	基本計画改定の視点	3
5	基本計画の性格	3
6	基本計画の期間	3

## 第2章 県民活動の定義と役割等

1	県民活動の定義	4
2	県民活動の役割	5
3	県民活動団体と各主体に期待される役割	5

## 第3章 県民活動の現状と課題

1	現状	8
2	課題	10

## 第4章 基本目標と施策の基本方針

1	基本目標	12
2	施策の基本方針	12

## 第5章 施策の展開方向

1	県民活動への理解と参加促進	14
2	県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり	15
3	県民活動団体と多様な主体との協働の推進	18
4	「人財力」、「県民力」の向上に向けた県民活動の一層の促進	19

## 第6章 基本計画の推進

1	推進体制	21
2	計画進行管理	21

# 第 1 章 基本計画改定の背景と趣旨

## 1 基本計画策定の経緯

- 平成13年に開催した「山口きらら博」では、5万人を超える県民ボランティアの活躍により、大成功を収めることができましたが、この成果を新しい県づくりにつなげていくため、翌年、全国に先駆けて「山口県県民活動促進条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、「やまぐち県民活動きらめき財団」を設立しました。
- そして、平成15年3月には、条例に基づく「山口県県民活動促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その後、平成20年3月に基本計画を改定し、また、平成23年3月に基本計画の計画期間を平成24年度まで延長し、市町や関係団体等と連携して県民活動を促進するための様々な取組を進めてきました。

(年度)	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
● 条例制定			基本計画 (15～19年度)							第1次改定版 (延長) (20～24年度)							
												第2次改定版 (25～28年度)					

## 2 基本計画改定の趣旨

- 近年、県民活動を取り巻く情勢は大きく変化しており、地域が抱える課題も複雑多岐にわたる中で、それらの解決に向け、県民の自主的・主体的な取組である県民活動には、これまで以上に期待が寄せられています。
- 平成23年6月には、認定・認証事務の一元化等を内容とする特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の改正と寄附税制優遇措置の拡充が行われました。また、協働により社会の構築を目指す「新しい公共」においては、県民活動団体が主要な担い手として位置付けられるなど、その役割はますます重要になってきています。
- さらに、東日本大震災や本県の豪雨災害等を教訓に、災害ボランティア活動の促進や「おいでませ！山口国体・山口大会」（以下「山口国体・山口大会」という。）の成果の継承によるスポーツ推進など、県民活動に関わる新たな課題も生じています。
- このため、今回は、こうした県民活動を巡る情勢の変化や施策の取組状況、新しい課題への対応などを踏まえ、改定を行うものです。

## 3 県民活動を巡る情勢の変化

### (1) 地域のコミュニティ機能の低下と住民ニーズの多様化

- 地域コミュニティは、住民が互いに助け合う相互扶助の機能を有し、地域社会の基盤となってきましたが、少子・高齢化に伴う人口減少や価値観の多様化等により、地域内の交流や連帯感の低下が生じ、中山間地域をはじめ県内各地において地域コ

コミュニティの機能が低下しています。

- 一方、地域住民が行政サービスに求めるものは多様化・複雑化しており、また、その領域も拡大していることから、行政だけではきめ細やかな対応をすることは困難になっています。

## (2) 地域主権型社会の進展と行政改革の推進

- 地方分権改革の流れを受けて、国は、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、これまでの中央集権型体質から脱却し、地域のことは地域で責任をもって決めることができる地域主権型社会の実現に向けた動きを進めています。
- こうした中、本県では、「山口県行政改革推進プラン」（計画期間：平成18年4月～22年3月）や「新・県政集中改革プラン」（計画期間：平成20年4月～25年3月）を策定し、分権型行政システムの確立に向けて、「民間にできることは民間で」「住民サービスは住民に身近な基礎自治体で」を基本に、県民活動団体との協働の推進や指定管理者制度の導入等により民間活力を積極的に活用することとしています。

## (3) 「新しい公共」の推進

- 国は、平成22年11月に「新しい公共支援事業」を創設し、従来は官が独占していた領域を公に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、県民、NPO、企業等が公共的な財やサービスを提供していく「新しい公共」の推進に向けた取組を実施しています。
- この「新しい公共」が目指す社会は、きめ細かなサービスが無駄のない形で提供され、また一人ひとりの居場所と出会いがあり、人に役立つ幸せを大切にする社会であり、県民活動団体はその重要な担い手として大きな期待が寄せられています。

## (4) NPO法改正と寄附税制優遇措置の拡充

- 平成23年6月にNPO法の改正が行われ、NPO法人の健全な発展を一層推進していくため、認証制度について、制度の使いやすさと信頼性向上の観点から見直しが行われるとともに、寄附税制の優遇措置を受けることができる認定制度が導入されました。
- 併せて、認定NPO法人へ寄附した場合の税制優遇措置が大幅に拡充され、認定NPO法人に寄附を促進していく仕組みが整備されたところであり、NPO法人には、基盤強化や信頼性の向上に努め、認定NPO法人へ積極的に移行していくことが期待されています。

## (5) 市町における支援体制の充実

- 平成24年11月に柳井市において、県内では11箇所目（9市1町）の市民活動支援センターが設置され、地域における県民活動の支援拠点として、情報の収集・提供や相談・助言等の支援を行っています。
- また、平成24年7月には、長門市で「市民協働によるまちづくり条例」が制定され、県内の約4割の市町で県民活動の促進を目的とした条例や基本計画等の策定が行われるなど、市町における支援体制の充実が図られています。

## (6) 大規模災害時における復興支援への対応

- 平成23年3月に発生した東日本大震災では、発災直後から多数のNPO法人や

個人により活発な支援活動が行われるとともに、NPO活動への関心も高まりを見せました。

- また、こうした大規模災害では、行政だけで対応するには限界があり、「自助」や「共助」を基本とした地域コミュニティの助け合いによる対応が不可欠であり、地域における「絆」の重要性がクローズアップされました。
- 本県においても、平成20年、21年と2年連続して豪雨災害を受けた経験等から、復興支援における災害ボランティア活動を一層促進していくことが求められています。

#### **(7) 山口国体・山口大会の成果の継承による県民活動の活性化**

- 平成23年10月に開催した山口国体・山口大会では、大会運営やおもてなしの取組等において、40万人を超えるボランティアの参加と協力により県民総参加のおもてなしの大会とすることができ、県民活動は大きな盛り上がりを見せました。
- 今後は、両大会を通じて得られたこうした成果を継承・発展させ、県民活動の一層の活性化に生かしていくことが求められています。

### **4 基本計画改定の視点**

#### **(1) 県民活動の役割拡大と県民活動への理解と参加の一層の促進**

県民活動は、公共的サービスの重要な担い手として期待されるなど、その役割は拡大しており、こうした県民活動の役割や意義に対する理解を深め、県民が気軽に県民活動へ参加できる環境づくりを一層進めていくことが求められます。

#### **(2) 県民活動団体の信頼性向上と自立・持続的発展に向けた支援の充実**

県民活動団体が目的や使命を達成していくためには、多くの人の支持を得て、社会的な信頼性を向上させていくことが必要であることから、県民活動団体が自立して、持続的に発展していけるよう効果的な施策の充実に努めていく必要があります。

#### **(3) 県民活動団体と多様な主体との協働を推進する仕組みの整備**

複雑多岐にわたる地域の課題解決するためには、目的を共有する様々な主体と連携・協力し、それぞれの得意分野で能力を発揮しながら対応することが効果的であり、こうした多様な主体との協働の仕組みを整備し、拡げていくことが期待されます。

#### **(4) 「人財力」、「県民力」向上に向けた課題への的確な対応**

地域の「人財力」や「県民力」を高める県民活動は、活力ある県づくりを進める上で大きな役割を果たしており、県内の様々な分野で県民活動に関わる課題も生じており、こうした課題に的確に対応していくことが求められています。

### **5 基本計画の性格**

この基本計画は、条例に基づき、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

### **6 基本計画の期間**

基本計画の期間は、平成25年度から平成28年度までの4年間とします。

## 第2章 県民活動の定義と役割等

### 1 県民活動の定義

#### (1) 県民活動とは

- 県民活動とは、「営利を目的としない県民の自主的、主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動」であり、具体的には次表のように捉えることとします。
- 基本計画においては、県民活動団体だけでなく、個人の活動も含めた活動を広く「県民活動」として捉えています。

活動の種類	特徴等
コミュニティ活動	地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な活動
ボランティア活動	個人あるいは志を共にするグループが自発的な意思に基づいて、他の人を助けたり、社会に貢献したりする活動（寄附もボランティア活動に含まれる。）
NPO活動	NPO法人やそれ以外の民間非営利組織による組織的な市民活動 ※NPOは、Non Profit Organization の略

#### (2) 県民活動団体とは

- 県民活動団体とは、「組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が次表のいずれにも該当する団体」と定義します。
- 「組織的かつ継続的」とは、団体としての定められたルールがあり、一過性の活動ではないことを指します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 宗教・政治活動を主たる目的としない活動であること</li><li>○ 選挙活動を目的としない活動であること</li><li>○ 営利を目的としない活動であること</li></ul> |
|--|

#### (3) 県民活動団体のとらえ方とこの計画における主たる対象

- 条例で規定する県民活動団体には、数人規模のグループから法人格を有する大規模な団体まで、様々な形態を想定していますが、基本計画においては、NPO法人、法人格のないボランティア団体や市民活動団体、地域の住民組織、コミュニティ活動団体を主たる対象としています。
- 公益・一般財団法人、公益・一般社団法人、社会福祉法人等については、条例上の県民活動団体となり得ますが、基本計画上は、「県民活動支援機関」又は「各種団体」として、県民活動を支援していく役割を想定しています。

## 2 県民活動の役割

県民活動は、県民の自由な意思に基づく活動であると同時に、多くの社会的な役割を担っています。

### (1) 社会参加の機会提供

- 県民活動は、県民がそれぞれの使命感や価値観に基づいて、地域社会の課題を自主的、主体的に解決していこうとする活動であり、個性や能力を発揮して社会参加する絶好の機会でもあります。
- 地域社会の中に様々な県民活動団体が存在することによって、多様な社会参加の機会が提供されるとともに、県民活動を通じて、人生の価値を見い出したり、自らの生きがいややりがいなどを実感し、自己実現の場になることも期待されています。

### (2) 地域社会の活性化と「人財力」、「県民力」の向上

- 地域において個性あふれる県民活動が展開されることにより、資金、知識、技術、情報などの社会資源が県民に活用され、県民相互の協力関係が生じ、この関係を生かした様々な形のネットワークが形成されることにより、地域の魅力や豊かさが創出され、地域社会が活性化していきます。
- 県民誰もが「この地に生まれ、育ち、働き、住んで本当に良かった」と実感できる県づくりを実現していくためには、地域の「人財力」を育成し、「県民力」を結集して取組を進めていく必要があります。多くの県民の参加を得て、地域の課題を自主的・主体的に解決する県民活動は、その原動力として重要な役割を担っています。

### (3) 公共的サービスの提供

- 県民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、行政による画一的なサービスの提供や営利を目的とする事業者\*<sup>1</sup>のみでは地域の特性や生活に根ざしたニーズに的確に対応するには限界があり、きめ細かな公共的サービスを供給する源として、県民活動の役割は重要となっています。

## 3 県民活動団体と各主体に期待される役割

県民活動団体が、地域社会の課題解決に取り組むとき、地域を構成する様々な主体と目的を共有しつつ、連携・協力していくことが重要になります。

このため、県民活動団体や行政、県民などは、次のような役割が期待されています。

### (1) 県民活動団体

- 県民の社会貢献活動に関する関心や意欲を活動につなげて、社会参加の機会を提供するとともに、公益活動を展開することにより、地域の様々な課題を解決する主体としての役割が期待されています。
- 住民ニーズが複雑多様化している中で、県民活動団体は、行政サービスの最適な担い手として、また、行政が効率的なサービスを提供するパートナーとしての役割を発揮することが求められています。

\*<sup>1</sup> 事業者 本基本計画では、企業や商業・農林水産業を営む者の意味であり、第2章以下では、条例や改訂前の基本計画に準じ「企業」ではなく「事業者」を使用しています。

## (2) 行政

### 《 県 》

- 県は、市町や関係団体等と連携して、県民活動を県全体で促進していくための体制を整備するとともに、広域的な視点に立って、県民活動への参加を促進するための普及啓発や団体の育成支援、県内動向の把握・分析などを行います。
- 県民活動に対する市町の理解の促進を図り、市町や市民活動支援センターが実施する県民活動促進のための取組に協力します。
- 職員の意識向上を図るため、県民活動や協働についての理解を深めるため研修等を行うとともに、県民活動団体との協働を進め、効率的・効果的な行政サービスの提供に努めます。

### 《 市町 》

- 住民に最も身近な基礎自治体として、地域における県民活動を促進していく上で市町の役割の重要性が増しており、住みよい地域社会の構築に向けて、各市町が主体となって、地域内の県民活動を促進するための環境づくりに取り組むことが期待されています。
- 県民活動団体や事業者等の地域の多様な主体と協働し、住民自治の基本である住民主体の地域づくりの取組が求められています。

## (3) 県民

- 県民一人ひとりが、地域社会の主役として、それぞれが暮らす地域社会に関心を持ち、自らが考え行動するとともに、県民活動の意義や役割について理解を深め、県民活動に積極的に参加することが必要です。
- 公益活動を行っている県民活動団体を寄附等により支えるとともに、県民活動団体の適正な事業活動についてチェックしていくことが求められています。
- 県民活動に関する審議会委員への参画や、パブリックコメントへ意見を提出するなど、行政の政策や施策の策定に積極的に意見を発信することが求められています。

## (4) 事業者

- 事業者は、本来の経済活動に加え、地域社会の一員として、社会的責任(CSR)により、県民活動を自ら行うとともに、県民活動団体の活動が円滑に推進されるよう支援に努めます。
- 従業員に対するボランティア休暇制度を設けるなど、県民活動への参加に配慮するとともに、そのための事業所内の体制の構築に努めます。
- 事業者のもつ各種資源やノウハウを活かしながら、県民活動団体と協働して、地域課題に取り組むことにより、効果的で有効なサービスの提供ができる仕組みを支援していくことが期待されています。

## (5) 県民活動支援拠点

県民活動支援拠点とは、県民活動を支援することを主たる業務の一つとしている拠点施設であり、情報収集・提供機能、相談・仲介機能、交流・連携機能、利用者用スペースや機器の設置など、主として県民が直接利用できる機能を有しています。



### 《中核的な支援拠点：県民活動支援センター》

- 県民活動支援センターは、全県域を対象とする中核的な支援拠点として、県民活動に関する情報や資料の収集、相談や助言、研修の実施等の支援を行うとともに、施設を有効に活用し、交流や情報交換の場として提供します。
- 県内の支援拠点の中心となって、市民活動支援センター等とネットワークを形成し、連携しながら県民活動を支援するとともに、協働推進のコーディネートを行います。

### 《地域の支援拠点：市民活動支援センター等》

- 市民活動支援センターや市町ボランティアセンター等の地域の支援拠点は、地域に密着して活動団体のニーズや課題を迅速・的確に把握し、地域の特性を十分に活かした活動ができるよう支援に努めます。
- 活動団体とのネットワークを強化し、地域における様々な課題に協力して対応することが期待されています。

## (6) 県民活動支援機関

県民活動支援機関とは、県民活動の支援を主たる業務・事業の一つとしている組織・団体等のうち、行政機関、公益・一般財団法人、公益・一般社団法人、社会福祉法人等であり、県民活動に関する助成事業など、主として事業を通じた支援が期待されています。

### 《公益財団法人山口きらめき財団》

- 「(公財) やまぐち県民活動きらめき財団」、「(一財) 山口県文化振興財団」、「(一財) やまぐち女性財団」の統合により平成24年4月に設立された「(公財) 山口きらめき財団」は、県民活動の総合的な拠点として、県民活動団体のニーズを踏まえた活動資金の助成や、地域課題への県民の参加促進を図ります。

## (7) 大学等の高等教育機関

- 大学、短期大学、高等専門学校等の高等教育機関は、豊富な知的資源や人材を数多く有しており、地域における社会資本として県民活動を自ら展開することが期待されています。
- 高等教育機関は、行政や県民活動団体等と協働し、学術研究に基づく成果を生かして地域の課題に取り組むことが求められています。

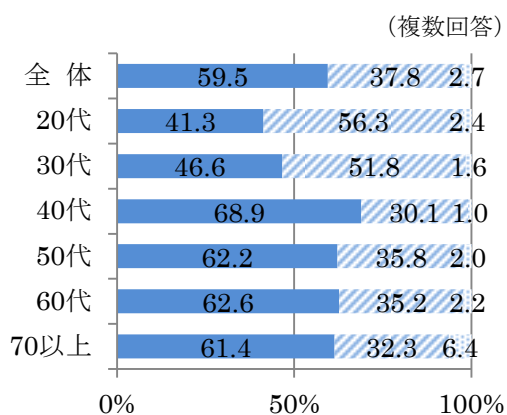
### 第3章 県民活動の現状と課題

#### 1 現状

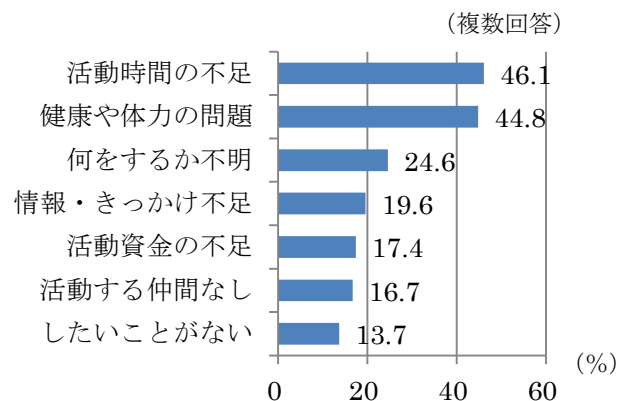
##### (1) 県民活動への参加の状況

- 県民の約6割が県民活動へ参加したことがあり、年齢別では、40代をピークにそれ以上の年齢層で参加割合が高くなっています。
- 県民活動に参加できない理由として、「活動時間の不足」や「健康や体力の問題」、「何をしたいのか不明」などが主な原因となっています。

〔県民活動への参加状況（年齢別）〕



〔県民活動に参加できない理由〕



(平成23年度県政世論調査)

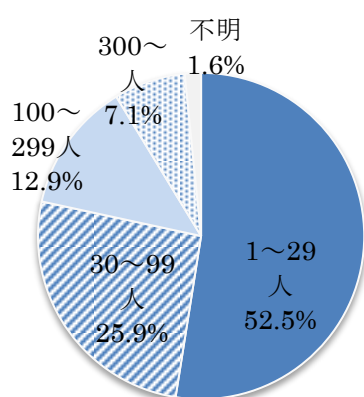
##### (2) 県民活動団体の状況

- 県・市町の活動支援センターの登録団体数や、NPO法人数は、着実に増加しています。会員数では、30人未満の団体が過半数を超え、財政規模でも、年間支出総額500万円未満の団体が約8割と、総じて小規模な運営体制となっています。

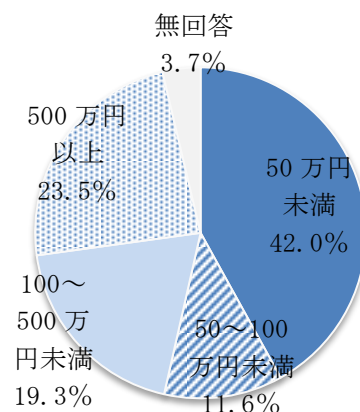
	H20	H21	H22	H23
県・市町活動支援センター登録団体数	2,097	2,132	2,112	2,211
NPO法人数	330	354	376	386

(県民生活課資料) (年度末)

〔県民活動団体の会員数〕

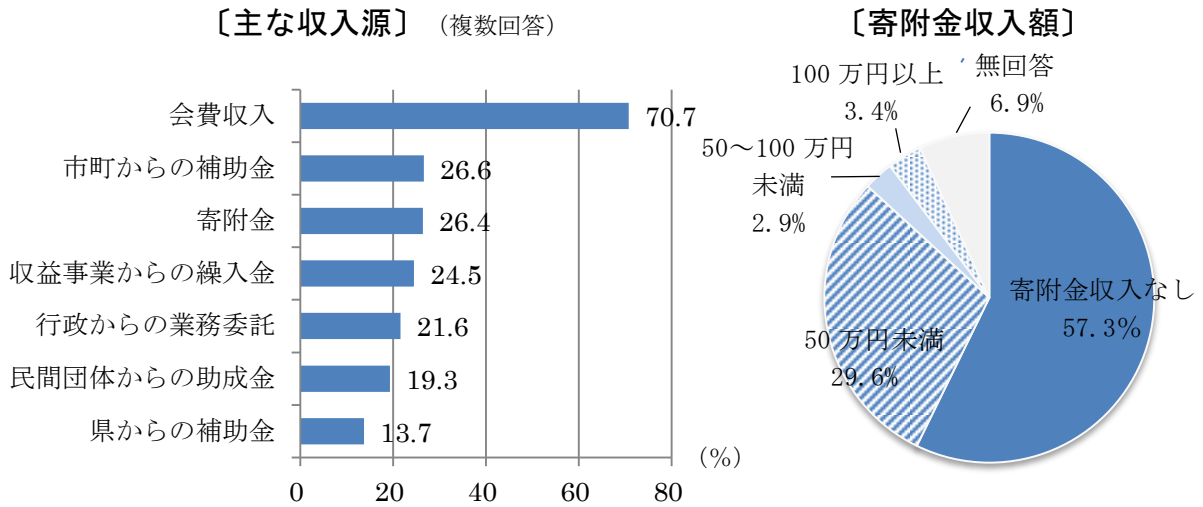


〔県民活動団体の年間支出総額〕

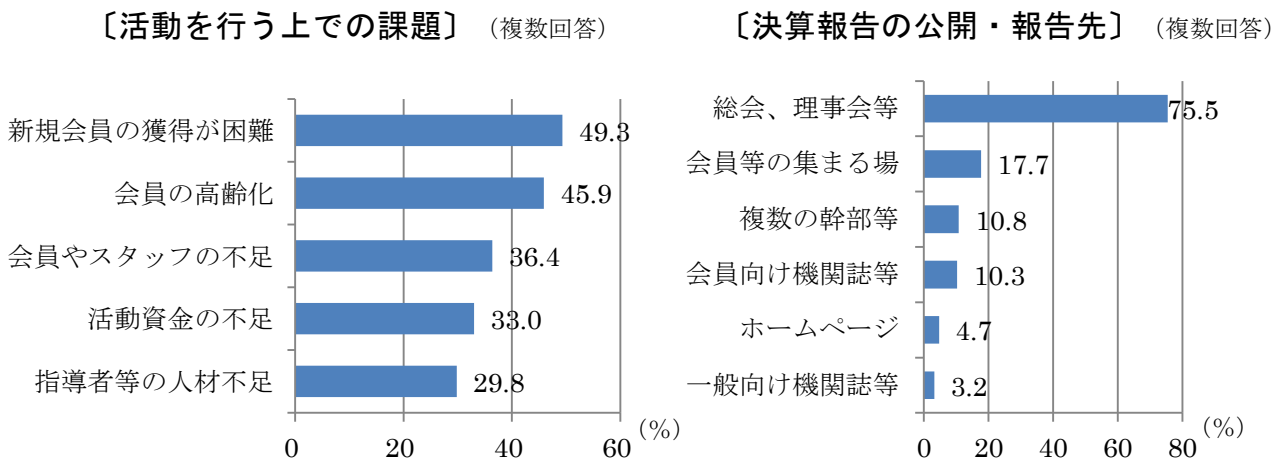


(平成24年度山口県県民活動実態調査：以下同じ)

- 主な収入源として、会費収入をあげている団体が約7割を占めており、今後、期待される寄附については、約6割の団体は寄附を受けていないと回答しています。

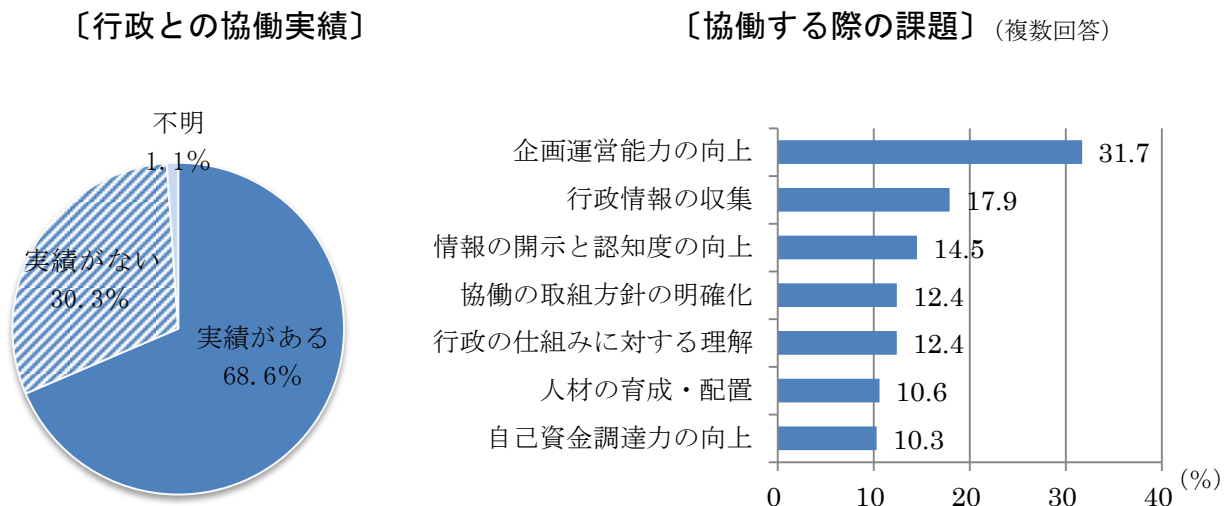


- 活動を行う上での課題として、人材の問題が大半を占めており、また、決算報告の公開については、一般にはあまり公開されていない状況です。



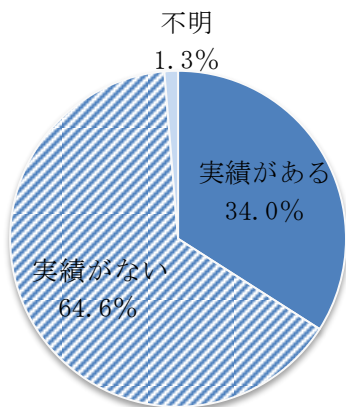
### (3) 県民活動団体と他の主体との協働の状況

- 行政との協働は約3分の2の団体に取り組んでおり、協働が進んでいます。

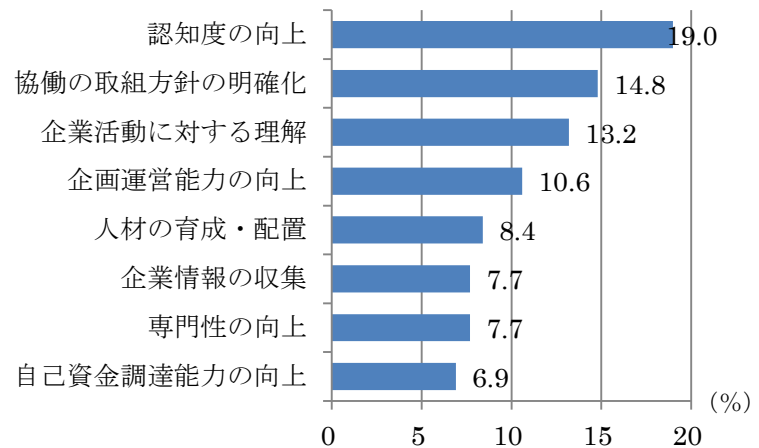


- 事業者と協働は約3分の1が取り組み、認知度の向上等が課題となっています。

〔事業者との協働実績〕



〔協働する際の課題〕（複数回答）



## 2 課題

### (1) ライフステージに合わせた参加機会の拡充

できるだけ多くの県民が県民活動に参加できるようにするためには、ライフステージに合わせ、各年齢層のニーズを踏まえながら、参加機会の拡充を行うことが重要となっており、特に、今後増加が見込まれるシニア層については、県民活動への参加を一層促進していくことが必要となっています。

### (2) 県民活動の役割拡大と理解の一層の促進

地域のコミュニティ機能の低下や県民の価値観が多様化する中で、地域の担い手としての県民活動の役割は拡大しており、こうした県民活動の意義や役割について理解を深め、参加につなげていくことが重要であり、行政による普及啓発や情報提供はもとより、団体自らも積極的に情報公開・情報発信に努めることが求められています。

### (3) 県民活動団体の基盤強化と信頼性向上

県民活動団体が地域で活動を継続していくためには、地域から信頼されることが不可欠ですが、県民活動団体の多くは人材や資金不足など脆弱な運営状態です。このため、自立的な活動ができるよう活動基盤の強化を図るとともに、透明性の高い事業運営により、信頼性を向上させていくことが求められています。

### (4) 寄附を促進するための環境づくり

非営利の県民活動団体にとって、寄附は貴重な自主財源となっていますが、本県では、寄附のメリットを享受している団体はまだ少ないため、寄附文化の醸成や寄附による支援の仕組みづくり等が重要となっています。

### (5) 地域の様々な課題解決を図るための協働の仕組みづくり

中山間地域の活性化等、様々な地域の課題を解決するにあたっては、特定の主体との協働のみならず、県民活動団体と行政、事業者等の多様な主体が連携・協力して、解決する仕組みづくりが必要となっており、その普及が求められています。

#### (6) 県民活動支援組織の連携強化

県民活動をより効果的に促進していくためには、県・市町をはじめ、県民活動支援拠点、県民活動支援機関などの多くの支援組織がそれぞれの役割を分担して、相互のネットワークにより情報交換等を行い、連携しながら支援を行うことが重要となっています。

#### (7) 県民活動を促進する上での新たな課題への対応

県内のあらゆる分野や地域で活発な県民活動が展開されることにより、活力ある県づくりが可能となりますが、災害時における復興支援や山口国体・山口大会の成果の継承等の県民活動に関わる新たな課題が生じており、これらに的確に対応し県民活動を促進していくことが求められています。

## 第4章 基本目標と施策の基本方針

### 1 基本目標

「県民活動の現状と課題」や「基本計画改定の視点」などを踏まえ、県民活動の目標を次のとおりとします。

誰もが県民活動に参加し、県民パワーで創る“輝く、夢あふれる山口県”

### 2 施策の基本方針

「基本目標」を実現するため、以下の4つの「施策の基本方針」を定め、県民活動に関する諸施策の推進を図ります。

#### 基本方針Ⅰ 県民活動への理解と参加の促進

県民誰もが県民活動へ参加できるようにするためには、県民活動の意義や役割等について理解を深めていく必要があり、様々な手段・場を活用し、普及啓発に努めるとともに、気軽に身近な県民活動へ参加できるよう、各層毎の特性を踏まえ、ライフステージに応じた情報提供や参加機会の拡充を行うことにより、県民活動への参加を促進していきます。

#### 基本方針Ⅱ 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

地域に根ざす県民活動団体は、県民の理解と支持を得て、社会的な信頼性を向上させていくことが求められており、県としては、県民活動支援センターや山口きらめき財団等と連携し、相談・助言や情報提供、人材育成等のほか、団体自らの情報公開・情報発信の取組を促進するなど、県民活動団体が自立し、持続的に発展していく環境づくりを行います。

#### 基本方針Ⅲ 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

多様化・複雑化する地域の課題を解決するには、県民活動団体をはじめとする個々の主体が単独で取り組むよりも、様々な主体がそれぞれの特性を活かし、役割を分担しながら取り組むことが効果的であり、県民活動団体と特定の主体との協働の形態だけでなく、県民活動団体と行政、事業者など多様な主体との協働の取組を推進していきます。

#### 基本方針Ⅳ 「人財力」、「県民力」の向上に向けた県民活動の一層の促進

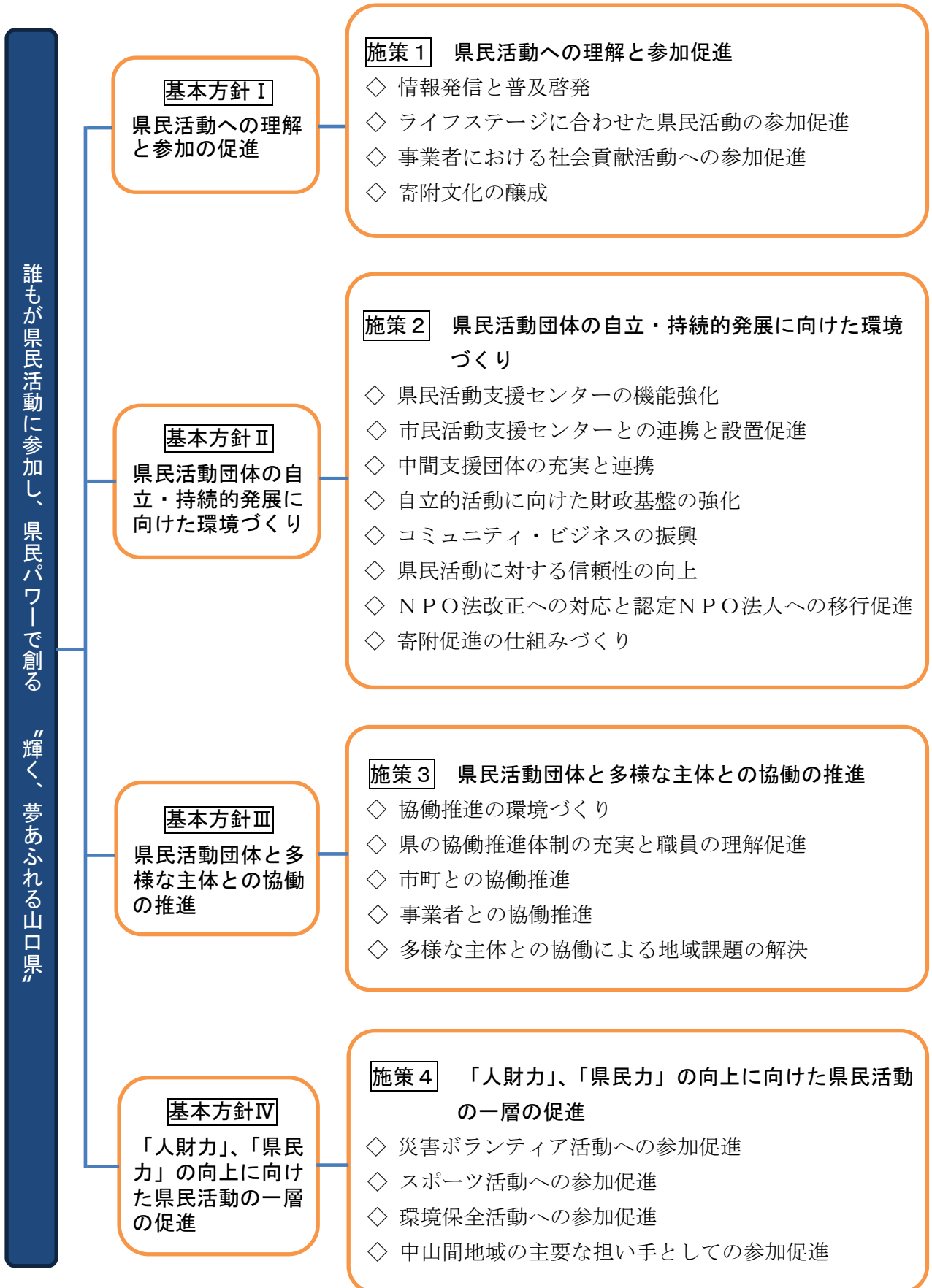
活力ある県づくりを実現していくためには、担い手となる地域の「人財力」を育成し、「県民力」を結集して、取組を進めていくことが必要であり、県民活動は、それらを高めていく上で重要な役割を担っているため、県内の様々な分野で県民活動を活発化していくことが必要となっています。

《基本方針、施策の体系図》

【基本目標】

【基本方針】

【施策の展開方向】



## 第5章 施策の展開方向

### 1 県民活動への理解と参加促進

#### (1) 情報発信と普及啓発

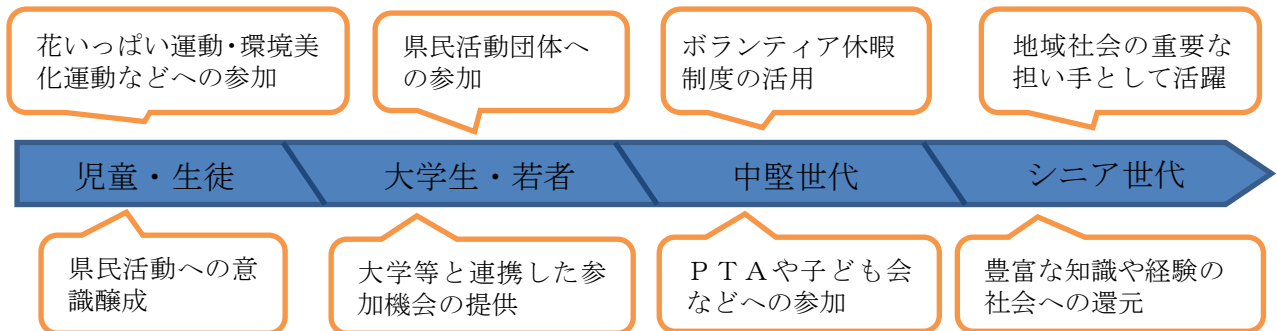
県民活動に関する情報を多様な広報媒体等によって広く県民に発信し、その活動の意義や役割について理解や関心を深めるとともに、市町や関係団体等と連携し、条例で定める「県民活動促進期間（毎年10・11月）」を中心に普及啓発活動を積極的に展開します。

[具体的な取組（以下省略）]

- 県民活動促進期間における重点的な普及啓発活動の推進
- 県民活動を促進するためのシンボルマークの制定と普及
- 県民活動への参加を促進するための相談支援体制の充実
- 山口県県民活動スーパーネットによる情報提供の充実
- 県の広報媒体や県政出前講座の積極的な活用による普及啓発

#### (2) ライフステージに合わせた県民活動の参加促進

誰もが当たり前のように県民活動に参加する社会を実現していくためには、ライフステージに応じて、できるだけ多くの県民が県民活動に参加することが望まれており、それぞれのライフステージに合わせた活動の場や機会の提供等により、県民活動への参加を促進します。



< 児童・生徒 >

- 学校・家庭・地域が連携した体験活動の機会の提供や県民活動への意識醸成

< 大学生・若者 >

- 大学等と連携した参加機会の拡充やSNS<sup>\*2</sup>等を活用した情報提供

< 中堅世代 >

- ボランティア休暇の活用等による参加促進や身近な県民活動情報の提供

< シニア世代 >

- 県生涯現役推進センター等と連携した情報提供や仲間づくり、リーダー養成等の支援の充実

\*2 SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトで、代表的なものとして、「フェイスブック」、「ミクシィ」等があります。



### (3) 事業者における社会貢献活動への参加促進

地域経済の担い手である事業者は、財・サービスの提供や雇用の創出を行うなど、経済活動を通じて地域社会に活力をもたらす一方で、地域社会の一員として、社会的責任意識が高まっており、社会貢献活動への参加が期待されています。

このため、市町や関係団体等と連携しながら、事業者が積極的に社会貢献活動へ参加できるような環境づくりを進めます。

- 事業者に対する県民活動の啓発や情報提供、活動団体の紹介等による理解促進
- 事業者、従業員等を対象とした社会貢献活動のセミナーの開催
- 社会貢献活動に積極的なモデル事業所の指定・周知
- 事業所におけるボランティア休暇制度の普及や退職前教育への協力
- 経営者や従業員によるプロボノ活動<sup>\*3</sup>の促進

### (4) 寄附文化の醸成

寄附は県民活動への参加の一つの形態であり、県民が県民活動団体に寄附することは、県民活動団体の活動を支援するだけでなく、県民が自ら社会的課題に県民活動団体とともに取り組み、当事者として社会に参画する意義をもっています。

このため、県民や事業者等に県民活動団体への寄附に対する理解や関心を高め、積極的に寄附を行うような社会の実現を目指し、寄附文化の醸成を進めていきます。

- 県民、事業者等を対象とした寄附促進のための説明会の開催
- マスメディアや県ホームページ等を活用した寄附促進のPR
- 県民活動団体への寄附の実態調査と結果公表
- 寄附のメリットや活用事例等を紹介する県民向けガイドブックの作成・配布

## 2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

### (1) 県民活動支援センターの機能強化

県民活動支援センターの機能を高め、県内全域における県民活動を促進する中核的支援拠点としての充実を図ります。

また、NPO法人を指定管理者とした施設運営により、NPO法人の自主性や機動性を活かし、利用者のニーズや実情に応じた、きめ細かくより質の高いサービスを提供します。

- 情報収集・提供機能の充実
- 相談・助言機能の充実
- 人材育成・研修機能の充実
- 交流・連携・コーディネート機能の充実
- 県民活動に関する調査・研究機能の充実

### (2) 市民活動支援センターとの連携と設置促進

県内には、市町における県民活動を支援・促進するため市民活動支援センターが11

<sup>\*3</sup> プロボノ活動 弁護士や会計士など専門性の高い人だけでなく、仕事上身に付けた営業、総務、企画等の専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動。

箇所（9市1町）設置され、公設公営や公設民営、民設民営により運営されていますが、これらの施設について、県民活動支援センターを中心にネットワーク化を図り、情報交換や相談助言により、機能の充実等を促進します。

また、市民活動支援センターが未設置の市町に対しては、設置を促すとともに、必要に応じてノウハウや情報提供など、設置に向けた支援を行います。

- 県民活動ネットワーク会議等を活用した連携
- 市民活動支援センターの未設置市町に対する設置の働きかけと設置支援

### (3) 中間支援団体の充実と連携

中間支援団体\*<sup>4</sup>は、県民活動団体を支援することを主たる業務とする県民活動団体であり、自ら政策提言を行うほか、県民活動団体と行政等との協働のコーディネータや、県民活動団体による政策提言の意見調整を行うなど、重要な役割を担っています。

県は、県民活動支援センター等と連携し、人材育成など中間支援団体のレベルアップにつながる取組を支援するなど、中間支援団体の育成を図り、連携を強化していきます。

- 中間支援団体におけるコーディネータ機能強化のための研修会の開催
- 県内各地域や活動分野別の中間支援組織のネットワーク化の推進

### (4) 自立的活動に向けた財政基盤の強化

県民活動団体が地域から信頼され、自立的活動を行うためには、財政基盤を強化していく必要があり、公益団体や行政からの支援や、会費収入、寄附収入の充実を図ります。

また、県では、NPO法人の公益活動を支援するため、低利融資制度や税制優遇措置を講じており、その活用を図ります。

- 山口きらめき財団等の助成事業の効果的活用
- 全国組織である（財）自治総合センターや（財）地域活性化センター等の助成事業の活用促進
- 金融機関との協調融資によるNPO法人サポート融資制度の活用促進
- NPO法人に対する県税（県民税、不動産取得税、自動車取得税）の課税免除
- 助成金等の情報提供や有効活用に関する研修会の開催

### (5) コミュニティ・ビジネスの振興

地域住民自らが地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら継続的な形で展開していくコミュニティ・ビジネス（ソーシャル・ビジネス\*<sup>5</sup>）については、県民活動団体の財政基盤の安定にもつながることから、市町や関係団体等と連携し、その振興・発展を支援していきます。

\*<sup>4</sup> 中間支援団体 県民活動団体を支援することを主たる業務としている団体。なお、県民活動支援拠点については、中間支援団体により設置、管理、運営等が行われている場合もあります。

\*<sup>5</sup> コミュニティ・ビジネス（ソーシャル・ビジネス） 両者とも基本的には同じですが、コミュニティ・ビジネスはソーシャル・ビジネスの一部で、前者が地域にこだわるのに対して、後者は地域密着型だけでなく、それ以外のビジネスも含まれます。

- コミュニティ・ビジネスの普及啓発や人材育成
- コミュニティ・ビジネス支援のためのネットワークの形成

## (6) 県民活動に対する信頼性の向上

県民活動団体が県民の理解と協力により支えられ、地域に根ざした活動を続けていくためには、何よりも県民からの信頼を得ることが重要であるため、県民活動団体自身による信頼性向上のための取組を積極的に支援するとともに、法令義務違反等の問題のあるNPO法人に対しては、指導・監督を徹底していきます。

- 県民活動団体の活動内容や経営状況等について自主的な情報公開・提供
- 県民活動団体の自己評価や第三者評価等の評価システムの検討
- 法令義務違反等の問題のあるNPO法人に対する指導・監督の徹底

## (7) NPO法改正への対応と認定NPO法人への移行促進

平成24年のNPO法の改正では、認証手続きの簡素化と併せて、情報開示の充実や会計書類の改正など信頼性向上に向けた見直しも行われたところであり、適切に施行されるよう指導や周知を図っていきます。

また、この法改正で県の所管となった寄附税制の優遇措置を受けられる認定制度については、NPO法人の大きな課題である資金不足を解消し、活動の充実を図っていく上で大変有効な制度であり、認定取得に向けて普及啓発や情報提供を行っていきます。

- 改正NPO法の周知・広報とNPO法人会計基準の普及
- 認定（仮認定）を受けるための研修会の開催
- 山口県NPO法人データベース\*<sup>6</sup>による情報公開の充実
- NPO法人ポータルサイト\*<sup>7</sup>（内閣府運営）の活用による法人情報の発信

## (8) 寄附促進の仕組みづくり

営利を目的としない公益活動を行う県民活動団体にとって、経営・財政基盤の安定化を図ることは大変重要な課題であり、特定の財源に依存しない財政面での自立につながる寄附金は貴重な財源の一つとなっています。

このため、県民活動団体においては、寄附者から共感を得、寄附が得られるような質の高い事業活動や効果的な寄附募集などが求められており、県としては、そうした取組を支援するとともに、寄附募集に関する研修会の開催やファンドレイザー\*<sup>8</sup>の育成等により、寄附促進の仕組みづくりを進めていきます。

\*<sup>6</sup> 山口県NPO法人データベース 山口県県民生活課のホームページ上で、県内のNPO法人の事業報告書等の情報を公開しているサイト。

\*<sup>7</sup> NPO法人ポータルサイト 内閣府のホームページ上で、全国のNPO法人の情報を発信しているサイトで、NPO法人自ら活動情報等を掲載することができる。

\*<sup>8</sup> ファンドレイザー 県民活動団体等民間非営利団体の活動のために、県民・事業者等に活動の意義等を伝え、理解と賛同を得ることで寄附に結びつけるほか、事業、助成金等により資金を調達する者。

- 県民活動団体を対象とした寄附募集に関する研修会の開催
- 寄附募集の先進事例の収集と県民活動団体への情報提供
- 中間支援団体等におけるファンドレイザー育成
- 寄附促進の仕組みづくりに関する検討会の設置

### 3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

#### (1) 協働推進の環境づくり

県民活動団体と他の主体との協働を進めるため、県民活動支援センターにおいて、協働の取組を支援するとともに、中間支援団体等における協働推進のための人材育成を行います。

また、県民活動団体との協働を進めるためのフォーラムの開催や、協働の先進事例の紹介等により、協働についての普及啓発を行います。

- 協働を推進するためのラウンドテーブル（円卓会議）の開催
- 協働を推進するためのフォーラム等の開催
- 中間支援団体等における協働推進のコーディネーター育成研修会の開催
- 県ホームページ等を活用した協働の先駆的事例の紹介

#### (2) 県の協働推進体制の充実と職員の理解促進

県民活動団体との協働により効率的・効果的なサービスが提供できるよう、全庁的な共通認識を図り、各分野における施策、事業について、積極的に協働を推進していきます。

また、県民活動団体に対して、必要な情報の公開・提供や、県の政策立案過程における県民活動団体の政策提案等の機会を確保するとともに、県職員に対しては、県民活動や協働に関する研修等を行い、職員の理解の促進を図ります。

- 県の広報媒体や県政出前講座の活用による情報公開の充実
- 行政職員向け「県民活動団体との協働に関するガイドブック」の活用と全庁的な取組の普及
- 政策立案時におけるパブリック・コメント募集
- 審議会等における県民活動団体関係者の参加促進
- 県民活動団体と行政職員との合同研修の検討

#### (3) 市町との協働推進

県内全域で県民活動団体との協働を推進していくためには、県とともに、最も身近な行政組織である市町が、地域の実情を踏まえながら、主体的に取組を進めていく必要があります。

このため、市町の自主性を尊重しつつ、協働の推進に向けて市町との意見・情報交換や施策の連携、ノウハウの提供等を行うとともに、県民活動支援センターと市民活動支援センター等との連携を強化し、地域における協働の取組が推進されるよう協力・支援します。

- 市町担当課長会議等における協働に関する意見・情報交換やノウハウの提供等
- 市町と県民活動団体との交流会の支援
- 市町職員を対象とした研修会の開催
- 県民活動支援センターのコーディネートによる地域の協働の取組の支援

#### (4) 事業者との協働推進

事業者が県民活動のもつ創造性や先駆性に着目し、県民活動団体と事業者とが協働することで、双方の長所を活かした、より効果的な取組が期待できます。

協働を進めるに当たっては、相互に理解を深めることが重要であることから、事業者や県民活動団体に関する情報を発信するとともに、県民活動支援機関等と連携して、協働を推進するためのノウハウや事例紹介等の普及啓発や両者の協働を促進する環境づくりを行います。

- 山口県県民活動スーパーネットの「社会貢献バンク」による事業者情報と県民活動団体情報の発信
- 「企業とNPOとの協働推進ガイドブック」の活用による普及啓発
- 事業者による県民活動団体への寄附の促進

#### (5) 多様な主体との協働による地域課題の解決

地域の課題が多様化・複雑化する中で、その解決を図るためには、県民活動団体と地域の様々な主体との連携・協力により取組を進めていくことが重要となっていることから、行政や事業者等との多様な主体との協働を推進します。

- 「新しい公共支援事業」による多様な主体との協働によるモデル事業の成果の普及
- マルチステークホルダー・プロセス<sup>\*9</sup>による協働の仕組みづくり

### 4 「人財力」、「県民力」の向上に向けた県民活動の一層の促進

#### (1) 災害ボランティア活動への参加促進

大規模災害時の被災者支援においては、救援物資の配送、炊き出し、がれきの片付け、高齢者等の被災者支援など、災害ボランティア活動が大きな役割を發揮します。

このため、平常時から、関係機関が協働した災害支援のためのネットワークづくりを進めるとともに、県・市町の災害ボランティアセンターと連携し、災害ボランティアコーディネーターの養成や災害ボランティア活動の普及啓発を図るなど、災害ボランティア活動への参加促進を図っていきます。

- 災害ボランティア活動に関するフォーラムやシンポジウムの開催
- 災害ボランティアコーディネーターの養成研修の開催
- 災害ボランティア活動を支援するためのネットワークづくりの推進

<sup>\*9</sup> マルチステークホルダー・プロセス 個々の主体では解決の難しい課題について、広範かつ多様な主体が対等な立場で参加し、対話と合意形成を行い、課題解決に取り組む仕組み。

## (2) スポーツ活動への参加促進

県では、山口国体・山口大会の成果を継承・発展させ、生涯スポーツ社会の実現につなげていくため、平成24年3月に「山口県スポーツ推進条例」の制定や、「山口県スポーツ推進戦略プラン」の策定を行い、県民活動団体等と協働しながら、総合型地域スポーツクラブ\*10の育成等により推進体制の整備を図るとともに、県民運動として、地域における様々なスポーツ活動への参加促進を図っていきます。

- 地域における「我がまちスポーツ」の推進
- スポーツ推進フォーラムの開催やスポーツ関連情報の発信機能の充実
- 地域のスポーツ人材の育成
- 総合型地域スポーツクラブ活動の充実

## (3) 環境保全活動への参加促進

ふるさとの美しい自然や良好な景観を将来の世代に引き継いでいくため、県では、平成22年12月に「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」を制定するとともに、「美しい里山・海づくりに関する基本方針」を策定し、県民総参加による環境美化や保全に係る運動を展開しています。

こうした運動を、県民活動団体、事業者、行政などが協働し、全県的な県民活動として拮げていくため、参加促進を図る普及啓発や情報発信、人材育成、自主的な活動を促進するための支援などを行っていきます。

- 県の広報媒体や各種メディア、イベント等による普及啓発、情報発信、情報ネットワークづくりの促進
- 環境美化活動に参加し、実践する人材を育成するための環境教育、環境学習の推進
- 県民一斉環境美化活動促進期間の設定と活動の展開
- 自主的な環境美化活動を促進するための支援の強化

## (4) 中山間地域の主要な担い手としての参加促進

中山間地域では、人口減少や高齢化の進展により、コミュニティ機能の低下や集落の減少等がはじまっており、住民が行政等と協働しながら自主的に課題解決を図る県民活動の重要性がこれまで以上に高まっています。

このため、中山間地域の主要な担い手として期待される県民活動団体の育成を支援するとともに、県民活動への理解と参加促進を図るための普及啓発を行い、中山間地域における県民活動を積極的に促進していきます。

- 中山間地域の活性化を図るシンポジウムの開催
- 中山間地域で活躍する県民活動団体の育成
- 大学生等による中山間地域との交流・連携活動への支援
- 地域づくりリーダーの養成と広域的なネットワークづくりの推進

\*10 総合型地域スポーツクラブ 地域住民の主体的な運営により、子どもから高齢者までがそれぞれの好みに応じたスポーツができるよう、複数の種目を楽しむことができる総合的なスポーツクラブ。

## 第6章 基本計画の推進

### 1 推進体制

関係施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における推進体制を充実するとともに、市町及び県民活動支援機関等と緊密に連携していきます。

#### (1) 庁内における推進体制

知事を本部長とする「山口県県民活動推進本部」において、基本計画に基づく県の施策について検討・調整を行い、関係部局の連携を図りながら推進していきます。

#### (2) 山口県県民活動審議会

条例の規定に基づき、基本計画も含め、県民活動に関する重要事項を調査・審議し、施策についての建議を行います。

#### (3) 市町及び県民活動支援機関等との連携

県は、県民活動の促進に関する施策について、市町及び県民活動支援機関等と連携して計画を推進します。

### 2 計画進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年度、計画の進捗状況を把握し、進行管理及び評価を行うほか、社会情勢の変化等必要に応じて見直しを行います。

